

## 平成28年労第4号

### 主 文

本件再審査請求を棄却する。

### 理 由

#### 第1 再審査請求の趣旨及び経過

##### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

##### 2 経 過

請求人の亡内縁の夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、夜間専門のタクシー乗務員として勤務していた。

平成〇年〇月〇日、被災者は、乗務途中に体調不良となったことから、午後〇時頃会社に戻りタクシーの車内で休んでいたところ、翌〇日早朝、被災者の異変に気づいた出入業者からの連絡により、C病院に救急搬送されたが、同病院において死亡が確認された。死体検案書によると、直接死因は「虚血性心疾患」とされている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

#### 第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) D医師は、平成○年○月○日付け意見書において、E医師及びF医師の意見を踏まえ、「高度の冠動脈硬化から急性心筋梗塞が発症し、心停止を起こしたと考えて間違いないと思われ、疾患名は急性心筋梗塞による心停止と考える。C病院到着時には死後硬直と一部死斑が出現している状態であり、被災者は数時間前に死亡していた可能性が大であるから、発症時期は体調不良を訴えた平成○年○月○日午後○時頃と考えるのが妥当である。」旨述べている。当審査会としても、被災者の発症から死亡に至る経過や司法解剖所見等から、D医師の意見はおおむね妥当であり、被災者は虚血性心疾患による心停止（以下「本件疾病」という。）を発症したと判断する。

(2) ところで、虚血性心疾患の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 異常な出来事への遭遇についてみると、請求人は、「○月○日の昼頃にいつもどおり家を出ており、元気な様子であった。」旨述べているほか、会社作成の報告書にも、突発的又は異常な出来事はなかった旨記載されていることから、決定書理由に説示するとおり、被災者が本件疾病発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

(4) 被災者の労働時間についてみると、以下のとおりである。

ア 監督署長は、被災者の出退勤時刻については、出勤表及び乗務員日報に基づき、タクシーの出庫時刻を出勤時刻、乗務終了による入庫5分後を退勤時刻として、その時間を拘束時間とした上で、労働時間については、タクシーの出庫後デジタルタコグラフに大きな振幅が認められる時刻を乗務開始とみて、これを始業時刻とし、乗務終了による入庫5分後を終業時刻として、これに洗車等に要する1時間を加算して算定している。

イ 審査官は、決定書理由において、監督署長が認定した時間数を一部修正しているものの、上記アの監督署長の推計をおおむね是認している。

ウ 会社作成の上記報告書によると、被災者の所定労働時間は午後5時から午前1時50分までで、所定休憩時間は午後8時30分から午後10時までとされているところ、G部長は、「被災者は午後3時頃に出社していたが、すぐにタクシーに乗務していたわけではない。洗車や車内清掃を行い、その後休憩室でお茶を飲んだり、雑談をしたりしていた。被災者が乗務に出るのは、午後6時から午後7時くらいで、洗車に要する時間は長くても1時間くらいであり、残りの時間は休憩時間であったと考えている。」旨述べるほか、「会社では洗車業者を依頼していたが、被災者は特に洗車を好んで行っていたようである。被災者は話好きなようで、休憩室でよく話をしていたのを見ていた。余りにも乗務開始時刻が遅くなることがあって、乗務開始を促したこともあったが、仕事熱心な印象は受けなかった。乗務開始後の時間帯には休憩時間を設けていない。」旨述べている。

一方、請求人は、「仕事に行くときは昼過ぎには家を出ていたが、車をきれいにしなければ嫌だと言っていたので、早く行って洗車していたのだと思う。」旨述べている。

エ 上記ウの各申述からすれば、被災者は自らが好む洗車をするために所定の始業時刻前に自主的に出勤していたものとみるのが相当であり、会社から早出出勤を命じられていたものとは認め難い。また、洗車終了後、被災者は休憩室で雑談をしたりお茶を飲んだりするなどして、自由に過ごしており、乗務開始時刻までの間、突発的な指示に備えて事実上待機せざるを得ない状態に置かれていたとは認め難く、労務の提供が義務付けられていたものとは言えないから、使用者の指揮命令下に置かれていたものと評価することはでき

ず、洗車終了後乗務開始までの時間は、その実態からみて、労働時間であると認めることはできないものと判断する。

オ 以上からすると、当審査会としても、審査官が、監督署長の認定を一部修正した上、認定した被災者の労働時間は妥当なものであると判断する。

(5) 短期間の過重業務についてみると、決定書理由に説示しているとおおり、被災者の発症前1週間の総労働時間は28時間12分で、時間外労働時間は1時間40分であって、休日を3日取得しており、その他心身への特段の業務負荷要因は認められないから、被災者が発症前おおむね1週間において、特に過重な業務に従事したものと認められない。

(6) 長期間の過重業務についてみると、決定書理由に説示しているとおおり、被災者の時間外労働時間については、発症前1か月間には全く時間外労働は認められず、発症前2か月間ないし6か月間の1か月当たりの平均時間外労働時間は、発症前6か月目の2時間11分が最長であって、業務と発症との関連性が強いと評価できる発症前1か月間に100時間又は発症前2か月間ないし6か月間を平均して月80時間を超えておらず、その他心身への特段の業務負荷要因は認められないので、被災者が発症前おおむね6か月間において、特に過重な業務に従事したとは認められない。

(7) 労働時間以外の負荷要因についてみると、請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、「被災者は、夜間専門のタクシー乗務員であり、長期間の深夜勤務に従事してきたが、本件疾病発症3か月前には、休日が増加するという変則勤務状態になったため、長年の深夜勤務で培われてきた食事や睡眠の生体リズムに悪影響を及ぼしたと考えられる。」旨述べ、本件公開審理においても同旨を述べているが、決定書理由に説示しているとおおり、一般に休日が十分確保されている場合には、疲労は、回復ないし回復傾向を示すものであるとされており、休日が増加したことによって、その勤務形態がたとえ不規則な状態になったとしても、著しい疲労の蓄積をもたらすような特に過重な業務に従事したものとは言い難く、当該勤務形態の変化が直ちに過重な負荷になったものとは認められない。

(8) 被災者の健康状態についてみると、D医師は、上記意見書において、「被災者は、解剖の結果、高度の冠動脈硬化があったことが確認されているが、最近の健康診断結果からみて、この数年、肥満状態であり、内臓脂肪の蓄積があった

ものと考えられるほか、25年間にわたる喫煙歴が認められる。」旨述べていることからみて、「高度の肥満（内臓脂肪蓄積）」と「長年にわたる喫煙」のために、自覚症状がないまま、動脈硬化という血管病変が自然経過の中で進行し、発症に至った可能性も否定できない。

- (9) 以上からすると、被災者に発症した本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のほか、労働時間以外の業務に係る負荷要因のいずれも認められないことから、被災者に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、その死亡もまた業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人らは、本件公開審理において、当審査会に対して、被災者が死亡に至った経過を明らかにし、同種災害の再発防止に努力してほしい旨主張しているが、当審査会は、労災保険の給付に関し、労働基準監督署長がした原処分 of 適否を審査する機関であること、及び、請求人らの上記主張は原処分 of 取消事由となるものでもないことを付言する。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。